

家主滞在型民泊に対する 食品衛生法の規制について

令和3年4月12日
厚生労働省

○食品衛生法における営業について

- 営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。
ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。(法第4条第7項)
- 宿泊客に食品を調理し、提供することは、飲食店営業に該当し、都道府県知事等の許可が必要となる。

飲食店営業における許可要件について

○飲食店営業における許可要件(施設基準)

- 食品衛生法施行規則に要許可業種の施設基準(自治体が条例で定める際の参酌基準)を示し、当該規定を参酌の上、都道府県等は条例を規定。

食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号) (抄)

別表第19

- 二 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの(以下「食品等」という。)への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従業者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合はこの限りではない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。

- 「洗浄槽(洗浄設備)」に関しては、使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有するよう規定しているのみ。

食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号) (抄)

別表第19

三 施設の構造及び設備

- レ 食品等を洗浄するため、必要に応じて、熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。

今後の対応方針

- 家主滞在型民泊については、各都道府県等において関係部局間で十分に協議を行った上、施設基準の緩和等弾力的な運用が可能である旨を通知を発出することを検討。

施設基準の
緩和

自治体の条例改正等による
弾力的運用を可能とする

- ・施設の規模
 - ・提供される食事の種類
 - ・数量等
- を考慮した運用

※食の安全性確保の観点から、その他の衛生管理に関する規定(食品衛生責任者の選任等)の遵守を前提とする。

(参考)農林漁業体験民宿施設の取扱い

- 農林漁業体験民宿に係る各都道府県等が定める施設基準等の許可要件については、各都道府県等において、関係部局等間で十分に協議を行い、施設の規模、提供される食事の種類、数量等を考慮し、必要に応じ条例改正の検討や弾力的運用を行う旨を通知。

「農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて」

平成17年7月21日 食安監発第0721002号

(参考) 農林漁業体験民宿施設の取扱いについて

農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて
(平成17年7月21日 食安監発第0721002号)

農林漁業者等が農林漁業体験民宿において、食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる場合には、食中毒発生防止等の観点から、食品衛生法に基づく飲食店営業の許可が必要です。

一方、本年7月21日の副大臣会議において、都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進の観点から、農林漁業体験民宿の取組の円滑化を図るとされたところです。

つきましては、農林漁業体験民宿に係る各都道府県等が定める施設基準等の許可要件については、各都道府県等において関係部局間で十分に協議を行い、施設の規模、提供される食事の種類、数量等を考慮し、必要に応じ条例改正の検討や弾力的運用を行うなど、適切に対応されるようお願いいたします。

例えば、農林漁業者が既存の家屋で農林漁業体験民宿を開業する場合には、1回に提供する食事数の制限や定期的な食品衛生に関する講習会の受講等により、施設基準の緩和が可能であること等に留意をお願いいたします。

【各都道府県等における弾力的運用の例】

- ◆家庭用台所と営業施設との併用
- ◆家庭用台所と食事をする場所との区画
- ◆内壁、床面の材質の緩和
- ◆専用の手洗い場の設置を要しない 等

(参考) 農林漁業体験民宿施設の施設基準緩和の現状

	緩和措置を講じている(※)	緩和措置を講じていない(※)	緩和の必要性の無い自治体数 (農家民宿が無い/要望が無い)
47都道府県	21	16	10

【主な緩和内容】

- ・営業施設を家庭用台所として使用することを認める。
- ・客席と調理場の区画(調理場と客席の間仕切り等を不要とする)
- ・洗浄設備は2槽式であることを要しない
- ・洗浄設備と流水式手洗い設備の兼用可(衛生上支障がない場合に限る。)

【条件】

- ・農業体験民宿の経営者が、当該施設において、食品衛生法第55条第1項に基づく飲食店営業を行う場合であること。
- ・食事の提供先は、当該農業体験民宿の宿泊者であること。
- ・1回の食事の提供数は5食程度であること。
- ・食事の調理は、当該農業体験民宿の経営者及びその同居家族のみで行うこと。

(※)ただし、農林漁業体験時に提供される食事が全て宿泊者の自炊の場合や農林漁業者等と宿泊者が共同調理をする場合にあっては、従来より営業許可は不要として取り扱っている。